



**優良住宅部品認定基準
及び付加認定基準**

Certification Standards for Quality Housing Components

改修用サッシ

Windows for renewal

BLS WR:2018

2018年7月13日公表・施行

一般財団法人 **ニゴーリビング**

本基準は、社会の資産としての住宅ストックの有効な形成・活用に寄与する特長も備える住宅部品として定めた基準でもあります。本基準で認定された住宅部品は、「BL-bs 部品」と呼称し、表示されます。

(BL-bs : Better Living for better society)

目 次

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

改修用サッシ

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 種別
4. 部品の構成
5. 材料
6. 施工の範囲
7. 寸法

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 改修用サッシのライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 有資格者による施工
 - 2.3.2 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.3 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 優良住宅部品としての使用範囲に関する情報提供
 - 3.2 基本性能に関する情報提供
 - 3.3 使用に関する情報提供
 - 3.4 維持管理に関する情報提供
 - 3.5 施工に関する情報提供

Ⅲ. 付加認定基準

- 1 環境の保全に寄与する特長を有する改修用サッシ及び窓についての付加認定基準
- 2 高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有する改修用サッシ及び窓についての付加認定基準
- 3 防犯性の向上に寄与する特長を有する改修用サッシ及び窓についての付加認定基準

Ⅳ. 附則

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準 改修用サッシ

I. 総則

1. 適用範囲

R C造住宅の既存サッシ等の改修に使用するサッシ及び窓に適用する。

2. 用語の定義

- a) 戸：扉、障子等の可動部分をいう。
- b) 開閉形式
 - 1) 引き形式：主に枠の面内を戸が移動するサッシ及び窓のこと。
 - 2) 開き形式：主に枠の面外に戸が移動するサッシ及び窓のこと。
 - 3) FIX(固定)形式：開閉することができない、はめ殺しのサッシ及び窓のこと。
- c) 既存サッシの改修工法
 - 1) 引抜き工法：既存の建具又はサッシを躯体から撤去し、ホールインアンカーや補助材等を用いてサッシ又は窓を躯体に固定する工法をいう。
 - 2) カバー工法：既存の障子部分だけを撤去し、既存枠の上に溶接又はねじにより補強材等を用いてサッシ又は窓を固定する工法をいう。
 - 3) カバーⅡ工法：カバー工法と同様に、既存の障子部分だけを撤去し、既存枠の上に溶接又はねじにより補強材等を用いてサッシ又は窓を固定する工法で、躯体との取合い部にタイト材を使用したシールを必要としない、引違い及び片袖FIX（固定）付き引違いをいう。
 - 4) 持出し工法：基本的にはカバー工法と同様で、サッシ又は窓枠を外部に持出して取付ける工法をいう。
 - 5) ノンシール工法：カバー工法の一種で、サッシ又は窓と躯体にできる隙間をサッシ又は窓に予め取付けてあるタイト材で塞ぐことにより、シールを必要としない工法で、主に浴室・便所等小口開口部に取付けられるものをいう。
- d) 遮音型：音響透過損失が所定の基準を満たすサッシ及び窓をいう。
- e) 防火型：建築基準法に基づく防火設備のサッシ及び窓をいう。
- f) 製造場：部品及びそのパーツを製造する場所を示す。自社工場はもとより他社の工場において製造した部品及びそのパーツについてもそれぞれ製造された場所が製造場となる。
- g) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- h) 消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているもの。
- i) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- j) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取合いをいう。
- k) 高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓：引違いのうち、高齢者等が操作し易い形状や寸法として定めた推奨仕様を満たすサッシ及び窓をいう。
 - 1) 付属品の名称
 - 1) 彫込み引手：障子の戸先框（閉鎖時に枠に接するたて框）に手掛けを目的として彫込んだもの、又は彫込んで取付けられた引手金具をいう。（図-1）
 - 2) 把手：障子を開閉するために取り付けた握り金物等をいう。（図-2）
 - 3) 車椅子用パネル：車椅子のフットレストが当たることを想定し、障子下部にはめ込むパネル材をいう。また、車椅子用パネルを取り付けるために、障子の下部に設ける横棧を下棧をいう。（図-3）
 - 4) 車椅子用下框：車椅子のフットレストが当たることを想定した下框部材をいう。（図-4）



図-1 彫込み引手の例



図-2 把手の例

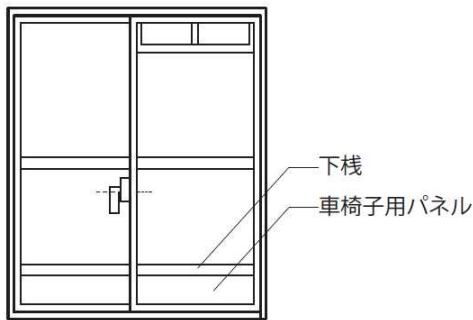


図-3 車椅子用パネルの例

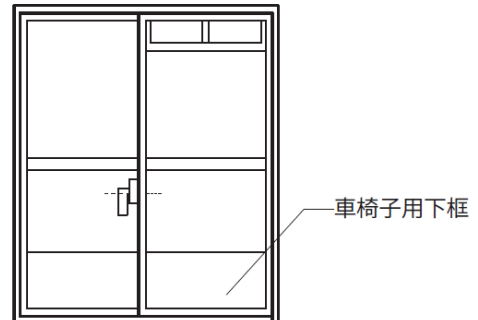


図-4 車椅子用下框の例

- m) 単純段差：段差の一方が単純に下がっている段差をいう。
- n) 有効開口：障子を開放したとき実際に通過できる幅員をいう。

3. 種別

- a) 種別
改修用サッシには表-1のとおり種別を設ける。
表-1 種別

種別
サッシ 窓

- b) 種別の定義
 - 1) サッシと：既存住宅のサッシの改修用に用いるRC造住宅用で、ガラスを構成部品としない枠及び戸をいう。
 - 2) 窓：既存住宅のサッシの改修用に用いるRC造住宅用で、ガラスを必須構成部品とした枠及び戸をいう。

4. 部品の構成

a) サッシ及び窓の構成部品は、表-2、表-3及び表-4を対象とする。

表-2 サッシ及び窓の構成部品 (1)

開閉形式	構成部品名	構成の別(注)	構成の要件
共通	枠材 (上枠、下枠、縦枠)	●	
	框材 (上框、下框、縦框)	●	
	小ネジ又はボルト類	●	
	気密材	●	
	たて骨	△	
	中骨	△	
	方立	○	・同開閉形式同士及び他の開閉形式と連窓を可能とする
	無目	○	・同開閉形式同士及び他の開閉形式と段窓を可能とする
	たて棧	△	
	中棧	△	
	押縁	△	
	エッジ材	△	
	額縁	△	
	網戸	△	・開き形式における内倒しの場合は● ・外れ止め機能を有すること ・網戸は内側から脱着できること
	網戸レール	△	・引き形式 (上げ下げは除く) の場合は● ・下枠と一体となった網戸レール、又は、ネジ等で連結した網戸レールを有していること
	把手	△	
	水切り	△	
	木ネジ又はリベット類	△	
	アンカープレート類	●	
	ガラス	△	窓の場合は●
パネル	△		
セッティングブロック	△	窓の場合は●	
シーリング材またはガスケット	△	窓の場合は●	

注) 構成の別

- : (必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- : (セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △ : (選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

表-3 サッシ及び窓の構成部品 (2)

開閉形式		構成部品名	構成の別(注)	構成の要件
引き	引違い 片引き 引分け 上げ下げ	ロック付きクレセント	●	・引違いは、室内側の障子が先にはずせること ・引違いの内外障子は、やり返しができること（掃き出し窓は除く）
		鍵付きクレセント	△	
		引き寄せハンドル(グレモン締め)	△	
		補助錠	△	
		戸車	●	
		引手	△	
		彫込み引手	△	
		はずれ止め	●	
		戸当り	●	
		振れ止め	●	
		換気機構	△	
		補助手すり	△	
開き	内倒し	トップラッチ	●	
		ヒンジアーム	●	
		ガラリ	△	
	片・両開き すべり出し たてすべり出し	カムラッチ	●	
		アーム	●	
		グレモン締め	△	
		ストッパー機構	△	
	片開きドア	丁番	●	
		握玉又はレバーハンドル付空錠	●	
		レバーストッパー	●	
		ドア・クローザ	△	

注) 構成の別

- ：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

表-4 高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓における構成部品

開閉形式	構成部品名	構成の別(注)	構成の要件
引き 引違い 片引き 引分け 上げ下げ	ロック付きクレセント	●	<ul style="list-style-type: none"> ・引違いは、室内側の障子が先にはずせること ・引違いの内外障子は、やり返しができること（掃き出し窓は除く）
	鍵付きクレセント	△	
	引き寄せハンドル(グレモン締まり)	△	
	補助錠	△	
	戸車	●	
	引手	△	
	彫込み引手	●	
	はずれ止め	●	
	戸当り	●	
	振れ止め	●	
	換気機構	△	
	補助手すり	△	<ul style="list-style-type: none"> ・引違いの堅枠内部側に取り付けられること

注) 構成の別

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

5. 材料

a) 構成部品の材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、該当する JIS 等の規格名称を明確にしたもの、又は、これらと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。

b) ガラス

1) サッシに用いるガラスは、JIS 規格製品であるか、又はこれらと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。

2) 窓に用いるガラスは、JIS 規格製品であるか、又はこれらと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。

c) シーリング材及びガスケット

サッシ及び窓のガラス押えに用いるシーリング材及びガスケットは、JIS 規格製品であるか、又はこれらと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。

d) セッティングブロック

1) サッシ及び窓に用いるセッティングブロックは、エチレン-プロピレンゴム、クロロプレンゴム、シリコンゴム及びポリ塩化ビニル、又はこれと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。

2) サッシ及び窓のガラス押えに用いるシーリング材がシリコンシーラントで、セッティングブロックと接触する場合は、耐シリコンタイプと証明されたものを対象とする。

e) パネル

サッシ及び窓に使用するパネルは、アルミパネル、ステンレスパネル、樹脂パネル、又は複合パネルとし、建築基準法等の法令に適合するものであること。

6. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

a) 枠の既存サッシ枠への固定

- b) 補助部材の既存サッシ枠への固定
- c) 戸の吊り込み
- d) ガラス・パネルのはめ込み及び固定（窓の場合）
- e) 必須構成部品の調整・検査
- f) 選択構成部品の取付け及び調整・検査
- g) セットフリー部品の取付け及び調整・検査

7. 寸法

- a) サッシ及び窓の製品に対する寸法許容差は、JIS A4706:2015「サッシ」によるものを対象とする。
- b) サッシ及び窓の寸法要件
 - 1) 取付け後の開口部狭まり寸法
サッシ及び窓取付け後の開口部内法寸法は、著しく狭まらないものを対象とする。
 - 2) 他部品、部材とのインターフェイス
枠は、躯体仕上げ面のクリアランスに対応できるものを対象とする。
 - 3) 枠見込寸法
サッシ及び窓の枠見込寸法は 70 mm以上のものを対象とする。なお、ここでいう枠見込寸法とは、堅枠の額縁取付けのアングルを除く見込寸法をいう。

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 気密性
サッシ及び窓の気密性は、JIS A4706:2015「サッシ」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。
- b) 水密性
サッシ及び窓の水密性は、JIS A4706:2015「サッシ」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。
- c) 遮音性
サッシ及び窓の遮音性は、所定の遮音性（音響透過損失）を有し、その遮音性を明確にすること。
- d) 結露対策
サッシ及び窓は、結露水に対して対策を講じてあること。
- e) 開閉力
サッシ及び窓の開閉力は、開閉形式が引違い、片引き及び引分けの場合には、所定の開閉力で開閉できること。また、開閉形式がそれ以外の場合には、円滑に操作できること。
- f) 操作部の操作部
 - 1) クレセント等の施錠部は、円滑に操作できること。
 - 2) ハンドル等の操作部は、円滑に操作できること。
 - 3) 引手等は、開閉しやすい形状を有していること。
- g) 高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓（品確法等級 3 相当）の操作部
操作部（彫込み引手、クレセント）は、適切な取付け位置、寸法、形状であること。
- h) 窓のガラス溝
窓の場合のガラス溝の大きさ（面クリアランス、エッジクリアランス及び掛り代）は適切であること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 耐風圧性
 - 1) サッシ、窓及び片開きドアの耐風圧性は、JIS A4706:2015「サッシ」に定める等級の中の所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。
 - 2) 窓に使用するガラスは、風圧力に対する安全性が確かめられたものであること。
- b) 戸先かまち強さ

引違い、片引き及び引分けの戸先かまち強さは、耐風圧の等級S-5以上のサッシ及び窓において、JIS A 4706:2015「サッシ」に定めるかまち強さに適合すること。
- c) 剛性

片開きドアの剛性は、扉を90°開いた状態で所定の荷重において、残留変異が小さく、開閉に異常がなく、かつ、使用上支障がないこと。
- d) はずれ止め

引違い、片引き及び引分けの場合には、戸のはずれ止め機構を有していること。
- e) ストッパー機構等

開閉形式が開き等は、ストッパー機構又はこれに代わるあおり止め機構を有していること。ただし、開きドアはドア・クローザ等の自動閉鎖機構でもよい。
- f) 耐薬品

必須構成部品がプラスチックの場合には、一定の耐薬品性を有していること。なお、除去できない薬品がある場合には、取扱説明書等に明記し説明されていること。
- g) 引張り抵抗形式のねじ受け材

引張り抵抗形式のねじ受け材は、十分な引張り強度を得るために、所定の厚さを有する、又は補強材で補強すること。
- h) ねじの取付け方法

接合耐力ねじは、JIS B1125:2015「ドリリングタッピンねじ」及びJIS B1124:2015「タッピンねじのねじ山をもつドリルねじ」に規定するステンレスねじとし、所定の取付け間隔、取付け位置及び特定の場合においては取付け間隔毎の止め点数を確保すること。
- i) 下枠強度

持出し工法の場合の引違い及び片開きドアの下枠強度は、所定の荷重において塑性変形がなく、たわみ量が少ないこと。
- j) 補助手すり
 - 1) 補助手すりは、優良住宅部品認定基準(歩行・動作補助手すり)のⅡ.要求事項の1 1.2 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保の動作補助手すりの要求性能を満たすこと。
 - 2) 補助手すりは、優良住宅部品認定基準(歩行・動作補助手すり)のⅡ.要求事項の1 1.2 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保の動作補助手すりの要求性能を満たすこと。
- k) 彫込み引手の取付け方法

彫込み引手の取付け部位から、室内側に雨水等が侵入しない取付け方法となっていること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 形状、加工の安全

通常の使い方で開閉時に指をはさむ又はケガをする等の危険がないこと。
- b) 仕上がりの安全

見えがかり箇所は、バリ、メクレ、突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと。
- c) 高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓(品確法等級3相当)の形状等
 - 1) 高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓の段差等の寸法が適切であること。
 - 2) 操作部は、適切に取付けられていること。
 - 3) 操作部の取付け位置は、安全であること。
- d) 網戸の外れ止め

外れ止めは、網戸が外れて落下することを防止する機能を有すること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

- a) 構成部品に使用する材料の室内空気汚染への対策

構成部品に使用する材料に対し、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

a) 火災に対する安全性の確保

防火性能を必要とするサッシ及び窓は、建築基準法第2条第九号の二のロに規定する防火設備であること。

1.3 耐久性の確保

a) 耐久性

1) サッシ及び窓は、耐久性を損なうこと（異種金属材料間の接触腐食、プラスチック材料の異常劣化、木材腐れ等の発生）がないように措置されていること。

2) 開閉耐久性

サッシ及び窓の開閉耐久性は、所定の回数開閉を繰り返した後も異常なく開閉し、使用上支障がないこと。

b) 排水性

既存サッシと新設サッシの間に雨水等が入った時排水できること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、断熱型の場合は必須要求事項とし、その他の場合は任意選択事項とする）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 改修用サッシのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内

容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO 9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

- a) 保証書等の図書
無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。
- b) 無償修理保証の対象及び期間
無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。
 - 1) 雨水の浸入を防止する機能の部分又は機能に係る瑕疵 10年
 - 2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵 2年

<免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品において、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換の頻度・時期を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 有資格者による施工

施工は有資格者により行われること。

2.3.2 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.3 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の注意点、禁止事項が明らかとなっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

サッシ及び窓に関する基本的な事項についての情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

サッシ及び窓の使用について、一定の事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に適切に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

サッシ及び窓の専門的な維持管理の実施に要する情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により維持管理者に適切に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

サッシ及び窓の施工について、少なくとも次の事項を記載した施工説明書が施工者に適切に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書が施工者に提供されること。

Ⅲ. 付加認定基準

1 環境の保全に寄与する特長を有する改修用サッシ及び窓についての付加認定基準

サッシ及び窓で、環境の保全に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

- a) Ⅱ. 要求事項の 1.1 機能の確保の断熱性については、所定の断熱性（熱貫流率）を有し、その断熱性を明確にすること。
- b) Ⅱ. 要求事項の 1.4 環境に対する配慮は、必須要求事項とする。

2 高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有する改修用サッシ及び窓についての付加認定基準

サッシ及び窓で、高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活を送ることができる社会の実現に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

- a) Ⅰ. 総則 4. 部品の構成 a) サッシ及び窓の構成部品については、表-5 に示す構成部品を有すること。

表-5 構成部品

開閉形式		構成部品名	構成の別 (注)	備考
引き形式	引違い	把手	●	外部に把手を取り付ける場合は、外側の戸（障子）の戸先部に限る。
		解放補助機構付き把手	△	
		下棧・車椅子用パネル	●	下棧・車椅子用パネル又は車椅子用下框を用いること。また、FIX(固定)形式に下棧・車椅子用パネル又は車椅子用下框を用いる場合も同様とする。
		車椅子用下框		

注)構成の別

- ：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

- b) Ⅱ. 要求事項 1.1 機能の確保について、把手は適切な取付け位置、寸法、形状であること。
- c) Ⅱ. 要求事項 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保について、操作部は、適切な防水性、水や光に対する耐候性を有すること。
- d) Ⅱ. 要求事項 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保について、次を具備すること。
 - 1) 把手
 - ① 把手は適切に取り付けられていること。
 - ② 把手の形状、寸法、取付け位置は、安全であること。

3 防犯性の向上に寄与する特長を有するサッシ及び窓についての付加認定基準

サッシ及び窓で、防犯性の向上に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。

- a) I. 総則の4. 部品の構成 a) サッシ及び窓の構成部品については、表-6 に示す構成部品を有すること。

表-6 サッシ及び窓の構成部品

開閉形式		構成部品名	構成の別(注)	備考
共通		中骨	△	引違いの場合は不可
		ウインドウフィルム	△	
引き形式	引違い 片引き 引分け 上げ下げ	補助錠	●	補助錠をクレセントに代えてもよい。

- ：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

- b) I. 総則の5. 材料 b) ガラスについて、次を具備すること。
- 1) サッシに用いるガラスは「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスを使用することとしていること。
 - 2) 窓に用いるガラスは「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたガラスを使用すること。
- c) I. 総則の5. 材料について、次を具備すること。
- 1) ウインドウフィルム
 - ① サッシに用いるガラスに貼るウインドウフィルムは、JIS 規格製品であるか、又はこれと同等の仕様・性能を有し、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたウインドウフィルムを使用することとしていること。
 - ② 窓に用いるガラスに貼るウインドウフィルムは、JIS 規格製品であるか、又はこれと同等の仕様・性能を有し、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されたウインドウフィルムを使用すること。
- d) II. 要求事項の1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保については、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定める侵入手口について、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できないものであること。

IV. 附則

1. この認定基準（改修用サッシ BLS WR：2018）は、2018年7月13日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（改修用サッシ BLS WR：2017）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

(改修用サッシ)

解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準及び付加認定基準（改修用サッシ）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 供給の実態に合わせた改正

- (1) “下棧パネル”を“車椅子用パネル”に変更
- (2) 引き形式、開き形式、FIX形式の各形式における、連窓・段窓の設定の変更
- (3) 引き違い窓（掃き出し窓）における「やり返しができること」の要件を変更
- (4) 遮音型サッシ及び窓において、換気機構をつけることが出来ない要件を変更
- (5) 構成部品の材料における、ステンレスに“SUS316”を追記
- (6) サッシ及び窓にパネルを用いた場合の設定

2. 基準内の要件を明確にするための改正

- (1) 構成要件の表記内容を明確化
- (2) 「使いやすさに配慮したサッシ及び窓」についての要求レベルを明文化及び文言の修正
- (3) ねじの取り付けにおける、施工方法についての文言を修正

3. その他

- (1) 引用 JIS 規格の更新

II 基準改正の履歴

【2017年7月20日公表・施行】

- a) すべり出し窓における構成要件の記述内容を変更
- b) ねじ受け材の種類・厚さ・接合耐力ねじの取付け間隔を明確化
- c) 接合耐力ねじの引用 JIS 規格について、施工実態に合わせた規格を追加
- d) 耐風圧性が S-7 の場合における施工方法を追記
- e) 引用 JIS 規格の更新

【2016年1月15日公表・施行】

- a) 網戸の外れ止め機能の追加

【2015年7月10日公表・施行】

- a) サッシの断熱性能の区分名称の変更及び上位性能区分の追加
- b) 断熱性試験方法及び計算方法の一部削除
- c) 使用範囲に関する情報提供の削除
- d) 引用規格等の年度の更新

【2013年4月30日公表・施行】

- a) 引用 JIS 規格年度の更新

【2013年3月15日公表・施行】

- a) 施工は有資格者により行われることを追加

【2012年3月30日公表・施行】

- a) 断熱性試験方法及び計算方法の追加
- b) 情報提供項目の追加

【2009年12月21日公表・施行】

- a) 評価基準の分割
- b) 基準の統合
- c) 種別の設定
- d) B型及びC型の廃止及び遮音性能の統合
- e) 開閉耐久性を追加
- f) 適切な施工の担保及び情報提供の変更
- g) 付加認定基準（BL-bs）への移行

【2008年10月1日公表・施行】

- a) 附則の追記

【2007年11月30日公表・施行】

- a) ガラスを必須構成部品とした種別「窓」の新設
- b) ガラス及びシーリング材等の仕様の追記
- c) 断熱型サッシ、改修用サッシおよび改修用断熱型サッシの付加認定基準（BL-bs）の制定および関係種別の廃止
- d) 引用規格等の年号の修正

【2006年7月25日公表・施行】

- a) すべり出し窓上部開放の要件の変更
- b) 材料の例示仕様の追加
- c) 付加認定基準（BL-bs基準）のガラス等に関する規定の変更

【2005年12月28日公表・施行】

- a) 認定基準の性能規定化と充実
- b) 付加認定基準の制定
- c) 評価基準の制定
- d) 様式の変更等
- e) <参考>資料の記載位置の変更

【2005年9月9日公表・12月1日施行】

- a) 施工方法の明確化等の変更

【2003年11月28日公表・施行】

- a) 改修用アルミサッシB型の選択構成部品として「補助手すり」を追加

【2003年6月2日公表・施行】

- a) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の変更
- b) ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け
- c) ホルムアルデヒド対策の推奨選択基準から基礎基準への移行
- d) 住宅性能表示制度の評価方法基準への対応

【2000年10月31日公表・施行】

- a) 優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更

【2000年10月10日公表・施行】

- a) 基準の統合]
- b) 基礎基準で遮音性を規定
- c) 標準化選択基準で「アルミサッシB型」、「アルミサッシC型」を規定
- d) 推奨選択基準で断熱性を「断熱型サッシ」として規定
- e) 推奨選択基準で遮音性を「遮音型サッシ」として規定
- f) 推奨選択基準で「改修用アルミサッシ」を規定
- g) 推奨選択基準で「長寿社会対応サッシ」を規定